

静岡県告示第95号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年2月8日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

竹原B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
伊豆市		修善寺	竹原	次に掲げる地番の土地に存する標柱14号から21号までを順次結んだ線、標柱22号から27号までを順次結んだ線、平成27年静岡県告示第867号で指定した標柱4号と21号、同告示で指定した標柱1号から4号まで、同告示で指定した標柱1号と22号を順次結んだ線及び標柱14号と27号を結んだ線に囲まれた区域 151 14号
			横瀬	184-7 15号
			〃	185 16号
			〃	183 17号
			〃	193-1 18号
			〃	横瀬山 3476 19号
			〃	3474 20号
			〃	3469-1 21号
			〃	西ナメド 10-1 22号
			〃	11-1 23号
			〃	12 24号
			〃	竹原 171-2 25号
			〃	156 26号
			〃	152-1 27号